

平成 27 年 1 月から相続税が変わります！

平成 25 年度税制改正により、相続税法が改正されました。

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、基礎控除の縮小、税率の改正等が行われます。これまでは相続税とは縁がないと思っていた方も相続税の申告が必要となる可能性があります。「誰かに相続税について相談をしたい・・・」、「私も相続税の申告しないといけないのかしら・・・」と不安に思ったらまずはお気軽に税理士へ一度ご相談ください。

「自分は関係ないと思い込み相続税申告を忘れると延滞税・加算税がかかります。」
「様々な特例や軽減措置もあります。」是非、一度 税理士へご相談ください。

1. 相続税改正の主な内容

①基礎控除の縮小

【改正前】 5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数



【改正後】 3,000 万円+ 600 万円×法定相続人の数

(例) 法定相続人が妻・子 2 人の場合

【改正前】 基礎控除 8,000 万円 $5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}$



【改正後】 基礎控除 4,800 万円 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}$

*本例では相続財産が 4,800 万円を超える場合は、相続税の申告が必要となります。

②税率の改正

【改正前】

法定相続分に基づく各人の取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
1,000 万円超～3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超～5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超～1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超～3 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円

【改正後】

法定相続分に基づく各人の取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
1,000 万円超～3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超～5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超～1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超～2 億円以下	40%	1,700 万円
2 億円超～3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超～6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

2.相続税額の試算

妻と子 2 人が法定相続分によって相続する場合の相続税額の試算

遺産の課税価額	改正後の相続税総額	改正前の相続税総額	差額
5,000 万円	10 万円	—	10 万円
6,000 万円	60 万円	—	60 万円
7,000 万円	112.5 万円	—	112.5 万円
8,000 万円	175 万円	—	175 万円
9,000 万円	240 万円	50 万円	190 万円
1 億円	315 万円	100 万円	215 万円

*相続税総額は配偶者の税額軽減後

3.相続税の対象となる財産

- ①現金・預貯金・有価証券・土地・家屋など 相続や遺贈により取得した財産
- ②死亡退職金、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の死亡保険金など、相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産
- ③被相続人から死亡前 3 年以内に贈与により取得した財産
- ④相続時精算課税の適用を受ける贈与財産

4.相続税の申告期限

相続の開始があったことを知った日（通常は亡くなった日）の翌日から 10 か月以内

5. 準確定申告

① 準確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの所得金額と所得税額を計算し、翌年2月16日から3月15日までに確定申告書を提出して、源泉徴収税額や予定納税額などとの過不足を精算する手続です。しかし確定申告書を提出しなければならない人が死亡した場合、相続人が被相続人の確定申告をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます。

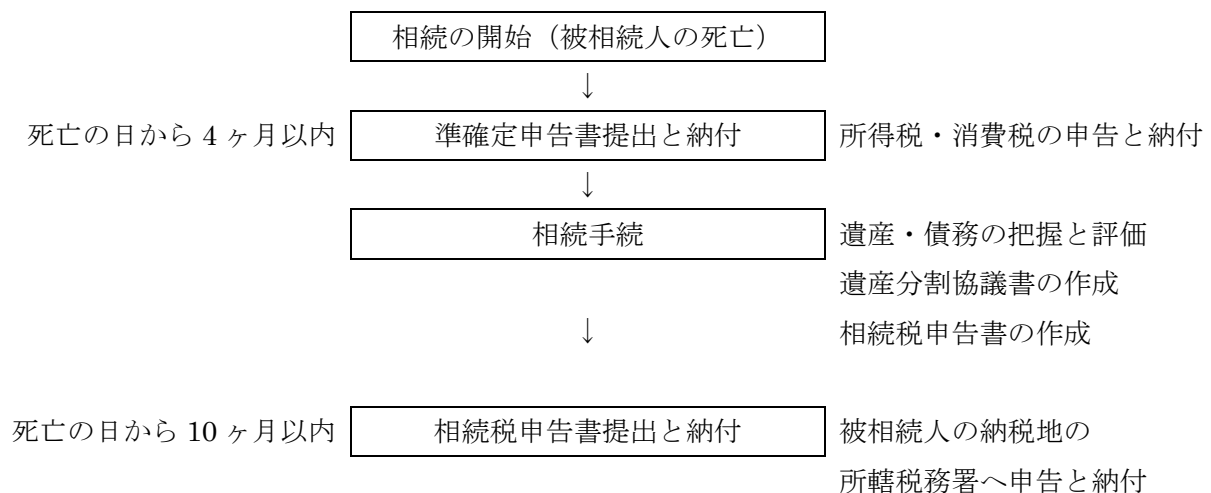
被相続人の準確定申告が必要な場合とは、以下のような場合です。

個人事業主・不動産所得がある・譲渡所得がある・一時所得がある・雑所得がある・給与所得者で年間2千万円超の所得がある人、などです。

② 申告期限

1月1日から死亡した日までの所得を、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、被相続人の死亡当時の納税地の税務署へ提出しなければなりません。

6. 相続税申告までのタイムスケジュール



7. 最後に

相続税改正についてより詳しく知りたい場合は、国税庁 HP を参照ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/pdf/02.pdf>

税金に関するご相談や申告書の作成は、税理士の独占業務です。

税理士以外に、税金の相談や申告書の作成は依頼できません。

税理士のにせ者にご注意を！